アグリビジネスの新たな企業戦略と我が国の 戦略的対応―北米地域に着目して―

三重大学 内山 智裕

農林水産政策研究所では、新たな視点や長期的視野に立った政策研究を推進するため、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用する提案公募型の研究委託事業を行っています。

今回は、その中から、「北米を研究対象として、従来とは異なる多国籍アグリビジネス論の解明」に意欲的に取り組んでいる課題について、その概要を紹介します。

この研究成果は、我が国が北米地域との経済連携協定の締結等を議論する際の戦略の検討に資するものとして期待されます。

1. 研究の背景と概要

農業をめぐる国際的な動向としてしばしば注目されるのがWTOやFTA、EPA、TPPといった国際的な通商ルールですが、一方で、国際的な農産物流通を実際に担っている企業(アグリビジネス)の動向を把握することも、通商ルールのあり方やその影響を考える上で重要です。

多国籍アグリビジネスといえば、一面的なグローバリゼーションが展開する下で、コスト優位を基準とした企業戦略が展開されると考えられがちですが、現実には国・地域独自の文化やそれに基づく嗜好・品質評価の違い、さらには環境や食の安全・安心に対する市民の関心への対応など、多角的な基準で展開されると想定されます。

また、経済連携協定などで定められるルールは通商のみならず、サービス・投資などの様々な経済領域に及ぶことに鑑みれば、農業生産の基本手段である農地に対する投資ルールのあり方についても考察を進める必要があります。実際、近年の世界的な食料価格高騰が発端となり、アフリカ等の未開発の農地が外国から買収される、現代版「ランドラッシュ」も発生しています。

そこで本研究では、北米地域を対象として、①穀物や青果物などの農産物の現地集荷から我が国への輸入に至る構造とアグリビジネスの行動、②農業機械、特に精密農業にかかるアグリビジネスの行動および農業生産への影響、③外国籍(非居住外国人および外国企業)による農地取得規制のあり方について解明を進めています。

本稿では、この中から、③の外国籍による農地取 得規制についてご紹介します。

2. 外国籍による農林地取得規制(米国)

外国籍による農林地取得規制のあり方については、米国の各州における規制の状況を整理するとともに、その規制の社会的背景や規制のもたらす効果について考察を進めています。

まず、米国における外国籍による農林地取得(借 入含む)の状況について概観します。米国では、外 国籍による農林地取得には連邦政府への報告義務が あります。ここでいう外国企業とは米国外の国の法 律に基づいて設立された企業、米国の法律に基づい て設立された企業でも実質的支配や利益享受者が外 国人である企業を指しています。全国的な農林地保 有状況はUSDAのFarm Service Agency (FSA) が 毎年集計・公表していますが、これによると、2009 年2月現在、全米の農林地12億9千万エーカーの うち、2,220万エーカーが外国籍による保有であり、 全体の1.7%を占めています。用途別では、約6割 が森林, 牧草地23%, 耕地14%などとなっていま す。また、保有国別にみると、カナダ34%、オラン ダ17%. イギリス (UK) 7%. ドイツ6%などと なっており、カナダおよび欧州諸国が大部分を占め ています。近年の状況についてFSAは、1997年以 降,外国籍による森林保有が急増しており、その要 因としてカナダを中心とする製材会社による大規模 な森林取得が挙げられるとしています。一方、耕地 の占める割合は現状では比較的小さく, 近年も目 立った変化は見られません。

周知の通り、米国における法体系は連邦レベルと 各州レベルに大別されますが、農林地の取得につい ては、連邦レベルでは報告義務のみが存在し、それ 以上の規制は各州で実施されています。そこで、全 米の州法を精査し、各州における外国籍による農林 地取得規制の整理を行い、規制の種類別に色分けす ると図のようになります。

色分けされていない28州では、報告義務があるのみで、取得資格等が問われることはありません。一方、規制実施州は以下の4つのパターンに大別することができます。

第1の分類は「事業所規制」であり、12州が該当します(黄色)。外国企業が農林地を取得するにあたっては州内に事業所(office)や代理店(agent)を維持する必要があります。

第2の分類は「面積制限」であり、サウスカロライナ州が該当します(灰色)。この場合、外国籍による農地取得に上限面積が設けられていますが、上限面積は50万エーカーであり、取得規制としての有効性には疑問符がつきます。

第3の分類は「企業の取得制限」であり、4州が該当します(橙色)。この場合、国籍に関係なく企業の農地取得を原則として禁じています。ただし、例外も比較的多く認められており、農場家族による会社(家族農業会社)、株主数や農場居住義務などの一定の要件を満たした会社(認定農業会社)などの農地取得は可能です。

第4の分類は、「citizenship/residency規制」であり、5州が該当します(赤色)。米国籍を持たず州内に居住しない個人、一定以上割合の米国籍を持たない株主・実質的利益享受者が存在する企業による農地取得を原則として禁止するものです。外国籍であるか否かの判定基準は州により異なり、当該企業における外国人・外国企業による出資比率が80%や過半といった基準で判断する州、当該企業への出資者の中に外国籍が存在するか否かで判断する州などがあります。なお、同規制を有する5州すべてが第3の分類にある「企業の取得規制」も有しています。

このように、非居住外国人および外国企業による 農地取得を4つのパターンのいずれかで規制されて いることになります。そして、これらの州は中西部 に集中しています。

なお,これらの規制にはなお多くの不明の点があります。州憲法には外国人の不動産所有に制限を設

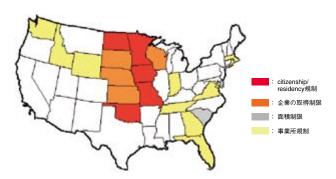


図 米国各州における農林地所有規制実施状況

ける条文があるものの、他の法律等により実質的に 無効化されているケース、個人(自然人)について は非居住外国籍による取得を認めないが、会社組織 については明文規定がないケースなどが存在するの です。また、このような規制が制定された背景につ いても、これまでの各州政府担当者との情報交換か ら、19世紀以降の移民問題、1970年代の外国企業の 米国進出など、複雑な背景を持つことが明らかに なってきています。

3. 今後の展望

本研究では、現在米国の各州政府に対し、規制制定の背景や目的、設計された制度が農林地の保有・利用に及ぼしている効果について調査を行っており、州ごとに比較分析を行う予定です。これらを踏まえ、国境を越えた農地取得に対する規制手法とその効果などについてさらなる整理・分析を進め、政策的な含意の検討を行います。

また、本研究課題の中で取り組んでいるこの他の 研究項目(「1. 研究の背景と概要」参照)のうち ①については、米国アイオワ州 (とうもろこし・大 豆), カリフォルニア州 (ブロッコリー) における 現地調査を行っており、ブロッコリーの例では、日 本における卸売価格低迷によって、米国の農場庭先 価格との差異が消滅しつつあり、米国側からみた日 本への輸出の優位性が低下していること、青果物流 通業者の日本法人が日本国内で直接生産や契約生産 に乗り出すなどの対応を取っており、結果として国 内の地域農業の産地形成につながっている事例も見 られることなどが明らかになっています。また、② については、米国カリフォルニア州等における現地 調査から、精密農業の機器販売が300億円規模の市 場に成長するなど民間ベースの普及が進んでいるこ と、機器の性能も、稲作では自動操舵、収量モニ タ. 高精度GPSなどの標準装備が進み、土地利用型 農業の競争力強化に大きなインパクトをもたらして いることが明らかになりました。

特に青果物については、我々は、多国籍アグリビジネスがローリスク・ローリターン戦略を取り、貿易自由化によって増幅される市場リスクを踏まえて、生産者との契約や他企業との提携などを行うことで、国際流通がより複雑化し「見えにくい」ものになると想定しています。今後の研究では、このリスク回避のための戦略選択の論理を明らかにし、米国・カナダなどと我が国が将来的に EPA等を締結するにあたり必要な戦略について、特に「我が国への食料の安定供給」と「我が国農業の競争力強化」に主眼を置きながら論点を提起していきたいと思います。